

令和5年度

高齢者福祉の手引



田原市 高齢福祉課

目次

1	高齢者の保健福祉に関する窓口	1,2
2	在宅生活の支援	
2.1	緊急通報システム	3
2.2	配食サービス	3
2.3	訪問理美容サービス	4
2.4	徘徊高齢者事前登録制度	4
2.5	寝具乾燥消毒サービス	5
2.6	生活管理指導短期宿泊サービス	5
2.7	軽度生活支援	6
2.8	認知症初期集中支援チーム	6
2.9	在宅医療サポートセンター	7
2.10	高齢者支援センター	7,8
3	交通・住宅の助成	
3.1	交通共通助成券等の交付	9
3.2	福祉有償運送料金助成券の交付	10
3.3	運転免許証自主返納の支援	11
3.4	安全運転支援装置設置補助金	12
3.5	自転車乗車用ヘルメット補助金	13
3.6	特殊詐欺対策装置設置補助金	14
3.7	ハンドル型電動車椅子補助金 新規	15
3.8	人にやさしい住宅リフォーム補助金	16
4	介護予防事業 一部新規	17,18,19
5	介護者支援	
5.1	家族介護用品券の支給	20
5.2	認知症高齢者見守りSOSネットワーク	21
5.3	認知症見守りQRラベルシール	21
5.4	認知症高齢者家族支援サービス	22
5.5	家族介護者交流会	22
6	施設への入所	
6.1	養護老人ホームへの入所	23
6.2	生活支援ハウスへの入居	24

7	その他	
7.1	訪問成人歯科検診.....	25
7.2	金婚式祝い.....	25
8	社会活動団体の活動等	
8.1	老人クラブの活動.....	26
8.2	シルバー人材センター.....	26
9	知っておきたいその他の制度	
9.1	日常生活自立支援事業.....	27
9.2	成年後見制度利用支援.....	27
9.3	不動産担保型生活資金.....	28
9.4	生活ささえあいネット.....	29
10	介護保険サービス	
10.1	サービスを利用する手順.....	30,31
10.2	サービスの種類.....	32
10.3	田原市内の事業者一覧.....	33,34,35,36
11	地区別の「高齢者人口」と「高齢化率」の一覧.....	37

1 高齢者の保健福祉に関する窓口

窓口	取扱事項
○市役所 北庁舎1階	
高齢福祉課	
高齢福祉係 電話:23-4654	<ul style="list-style-type: none"> ・各種高齢者福祉サービスの利用申請 ・交通共通助成券等の交付 ・家族介護用品券の支給 ・高齢者虐待に関することなど
長寿介護係 電話:23-3217	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請 ・その他介護保険に関すること ・地域包括ケア、認知症施策の推進など
地域福祉課	
地域援護係 電話:23-3512	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関すること ・民生児童委員に関すること ・成年後見制度利用に関する相談など
障害福祉係 電話:23-3697	・障害福祉に関すること
健康課	
健康増進係 電話:23-3515	・訪問指導、健康相談、健康診査など
○あつみライフランド	
健康課	
保健係 電話:33-0386	・訪問指導、健康相談、健康診査など
○渥美支所	
市民生活課	
市民窓口係 電話:33-1112	
○赤羽根市民センター	
市民生活係 電話:45-3111	

窓口	取扱事項
高齢者支援センター	
お住いの校区に合わせてお電話ください	
<p>○あつみの郷 電話：22-6784 （田原中部、衣笠、田原南部小学校区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や家族に対する総合的な相談支援 ・ 介護予防サービス利用のプラン作成、利用後のメニューの見直し ・ 介護に携わる人を対象に充実したケア体制をつくるための指導助言 ・ 高齢者虐待防止などの権利擁護事業
<p>○田原市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤羽根福祉センター 電話：45-3611 （野田、高松、泉、赤羽根、若戸小学校区） ・ あつみライフランド 電話：34-6630 （伊良湖岬小学校区） ・ 田原福祉センター 電話：23-0610 	
<p>○田原福寿園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田原福寿園 電話：27-0882 ・ 田原ゆの里 電話：24-0888 （六連、神戸、大草、田原東部、童浦小学校区） ・ 渥美福寿園 電話：32-1788 ・ 花の里 電話：34-6788 （福江、清田、中山、亀山小学校区） 	
田原市社会福祉協議会	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 田原 電話：23-0610 ・ 赤羽根 電話：45-3499 ・ 渥美 電話：33-0279 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ささえあいネット ・ シルバーサロン ・ ボランティアセンターの運営 ・ 日常生活自立支援事業 ・ 田原市成年後見センター
豊川保健所田原保健分室	
<p>電話：22-1238</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談・難病相談
田原市シルバー人材センター	
<p>電話：23-1438</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の機会提供 ・ シルバー会員加入申込

2 在宅生活の支援

2.1 緊急通報システム

<手続窓口>
高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

ひとり暮らしの高齢者等宅に緊急通報装置を設置し、相談・緊急事態に対応します。

- ①対象者 **65歳以上のひとり暮らし世帯等**
- ②内容 ボタンを押すことで自動的に通報することができる【緊急通報システム機器一式】を貸与します。相談ボタンは**親族または協力者など**に、緊急ボタンは**119番**に通報されます。
- ③利用料 無料(機器設置または撤去に係る経費は市が負担します)
- ④申込先
 - ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ⑤必要書類 田原市緊急通報システム事業利用申請書

2.2 配食サービス

<手続窓口>
高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

見守りおよび栄養管理が必要な高齢者宅に訪問し、食事を提供するとともに安否確認をします。

- ①対象者 **65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯**及びこれに準ずる世帯(日中独居など)で、**見守りや栄養改善の必要のある方**
- ②内容 1日1食を週5日以内(月～土)で、昼食または夕食を配食します。
- ③利用料 弁当代相当を実費負担
- ④申込先
 - ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ⑤必要書類
 - ・配食サービス利用申請書
 - ・配食サービスアセスメント票

2.3 訪問理美容サービス

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

理容店や美容院に行くことが困難な高齢者のために、登録された理容師（美容師）が自宅へ訪問し理美容サービスを提供します。

- ①対象者 要介護認定において要介護3から5と認定された在宅の高齢者の方で、理容店や美容院に出向くことが困難な方
- ②内容 3,000円分の訪問理美容助成券を年間で最大5枚を交付します。
(交付枚数) 申請月・4月から6月 5枚
・7月から9月 4枚
・10月から12月 2枚
・1月から3月 1枚
- ③申込先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係
- ④必要書類 ・訪問理美容サービス助成券交付申請書
・介護保険証(確認のため提示)

2.4 徘徊高齢者等事前登録制度

<手続窓口>

高齢福祉課

徘徊による行方不明が心配される高齢者等の早期発見を図ります。

- ①対象者 徘徊による行方不明が心配される高齢者など
- ②内容 高齢者等の氏名、住所、身体的特徴、利用サービスなどの情報をあらかじめ登録します。希望される方の個人情報に登録し、関係機関に提供することへの同意が必要です。
- ③申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ④必要書類 ・事前登録届
・本人写真(2枚:顔、全身)
・周辺地図など

2.5 寝具乾燥消毒サービス

<手続窓口>
高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

高齢者の使用している寝具を乾燥消毒し、衛生管理を援助します。

- ①対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で寝具の衛生管理が困難な方
- ②内容 高齢者の使用している寝具を一時的に預かり、乾燥消毒して返却します。
- ③利用料 無料(ただし、乾燥中に代わりの布団が必要な方は500円負担。)
- ④申込先
 - ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ⑤必要書類 高齢者等寝具乾燥消毒サービス申請書

2.6 生活管理指導短期宿泊サービス

<手続窓口>
高齢福祉課

社会的支援の必要な高齢者を一時的に施設でお預かりし、生活習慣の指導と体調調整を図ります。

- ①対象者 おおむね65歳以上で身体的には自立しているが、基本的な生活習慣が欠如している、または対人関係が成立しないなど社会的支援が必要な高齢者
- ②内容 養護老人ホームなどの空き部屋を活用して一時的に宿泊し、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図ります。利用期間は原則7日以内です。
- ③利用料 1日当たり470円
- ④申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ⑤必要書類
 - ・高齢者生活管理指導短期宿泊サービス利用申請書
 - ・健康診断書

2.7 軽度生活支援

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

日常生活上の支援を行った場合のシルバー人材センター利用料を助成します。

- ①対象者 **要支援または要介護認定を受けている方で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯**およびそれに準ずる世帯に属する方
- ②内容 田原市シルバー人材センターを利用して実施する次に掲げる事業を利用した場合、利用料の9割(1月当たり延べ作業時間6時間以内)を助成します。
- ・家回りの手入れ(生垣・庭木の剪定、庭の草取りなど)
 - ・軽微な清掃(雨樋、排水口など)
 - ・その他日常生活上の軽易な援助(介護保険対象となる援助は除く)
- ③申込先
- ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ④必要書類
- ・高齢者等軽度生活支援事業申請書
 - ・介護保険証(確認のため提示必要)

2.8 認知症初期集中支援チーム

<手続窓口>

高齢福祉課

認知症は**早期診断・早期対応が大切**です。「認知症の始まりかな?」と思ったらご相談ください。

- ①対象者 **市内在住の40歳以上**で在宅生活をしており、かつ認知症の方、または認知症が疑われる方で診断を受けていない方、医療や介護サービスを受けていない方、介護サービスを中断している方など
- ②内容 本人・家族との面談、家庭訪問などにより必要に応じて医療・介護の専門職と支援の方向性について話し合い、医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間、サポートします。(最長概ね6か月)
- ③申込先 市役所 高齢福祉課 長寿介護係

2.9 在宅医療サポートセンター

＜手続窓口＞
田原市医師会事務局

「医療を受けながら自宅で自分らしく暮らしたい」「病気になっても住み慣れた家で暮らしたい」そのような方々の在宅での暮らしを支援します。

①内 容 (1)相談窓口の設置

在宅での療養や介護を希望されるご本人やご家族、医療機関や主治医との連携、介護事業者からの在宅医療に関する相談を受けます。

(2)研修事業

田原市の在宅医療・介護の充実を図るため、医療や介護の専門職を対象とした研修会を開催します。

(3)啓発事業

市民講演会の開催や広報などで在宅療養に関する情報を発信します。

②申 込 先 田原市医師会事務局内

(住所)田原市東赤石五丁目66番地

(電話)29-0355

(受付)8時30分から17時まで(土日祝日、年末年始を除く)

2.10 高齢者支援センター

高齢者支援センターは、高齢者が住み慣れたまちで安心して住み続けられるように健康・福祉・介護など様々な面から総合的に支援する窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が高齢者の生活を支援します。高齢者の生活状況について不安なことや困ったことがありましたらご相談ください。

①内 容 (1)高齢者やその家族の相談を受け、情報提供や関係機関への紹介を行います。

(2)認知症の方の支援や虐待の防止など高齢者が「自分らしい生活」をいつまでも送ることができるように支援します。

(3) 支援や介護が必要となるおそれが高いと認定された方が要介護状態にならないよう介護予防に取り組みます。介護認定において「要支援1、2及び事業対象者」とされた方の介護予防ケアマネジメントを行います。これにより、高齢者の介護予防や状態の改善に向け、一貫したケアマネジメントができるようになります。

(4) 高齢者が適切な支援を継続して受けられるよう関係機関との連携協働を図ります。

②相談窓口

名称(担当学校区)	電話番号	対応時間
あつみの郷高齢者支援センター (田原中部、衣笠、田原南部小学校区)	22-6784	月曜日から金曜日 8:30 から 17:00 まで (8月15日、年末年始祝日を除く)
田原市社協高齢者支援センター		
赤羽根福祉センター (野田、泉、高松、赤羽根、若戸小学校区)	45-3611	月曜日から金曜日 8:30 から 17:15 まで (年末年始祝日を除く)
あつみライフランド (伊良湖岬小学校区)	34-6630	
田原福祉センター (総合相談窓口)	23-0610	
田原福寿園高齢者支援センター		
田原福寿園 (六連、神戸、大草、田原東部、童浦小学校区)	27-0882	月曜日から土曜日 9:00 から 17:00 まで (年末年始を除く)
田原ゆの里 (相談窓口)	24-0888	
渥美福寿園 (福江、清田、中山、亀山小学校区)	32-1788	
花の里 (相談窓口)	34-6788	

3 交通・住宅の助成

3.1 交通共通助成券等の交付

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

高齢者に対し、タクシー料金、電車料金およびバス料金の共通助成券、または元気パス購入助成券を交付します。

② 対象者 **満70歳以上の方**(年度中に70歳になる方も含む)

② 内 容 下記のいずれか一つを交付します。

(運転免許を保有している方は1冊、運転免許証を返納済み・失効又は未取得の方は2冊を交付します。)

(1) 交通共通助成券(豊鉄タクシー(株)、渥美交通(株)、豊橋鉄道渥美線、
豊鉄バス(株)、ぐるりんバス)

1冊につき、100円券×50枚=5,000円分

(2) 元気パス購入助成券(豊鉄バス(株))

1冊につき、**元気パス**の購入費の5,000円分を助成

(**購入費の内助成額を超える部分は自己負担となります**)

③ 申込先

- ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ・市役所 地域福祉課 障害福祉係
- ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
- ・赤羽根市民センター 市民生活係

④ 必要書類 高齢者等外出支援助成券交付申請書(**印鑑不要**)

⑤ 注意事項 (1) **以下の障害がある方**については、上半期(4月~9月)と下半期(10月~3月)に分けて**年2回交付**します。

(**2回目の交付については運転免許証の有無に関わらず、一律1冊の交付とします。**)

- ・1、2級の下肢・体幹・視覚障害者
- ・1級の内部障害者
- ・A判定の知的障害者
- ・1、2級の精神障害者

(2) **福祉車両(福祉有償運送)の利用券との重複交付はできません。**

3.2 福祉有償運送料金助成券の交付

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

自力での歩行に支障のある高齢者に対し、福祉車両(福祉有償運送(※))の利用券を交付します。

※福祉有償運送とは、社会福祉法人やNPO(特定非営利活動法人)が高齢者や障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、**通院、通所などを目的に有償で行う車による移送サービス**です。福祉有償運送を利用する際は、あらかじめ事業者への利用登録を行ってください。登録及び利用予約は直接事業者へ依頼してください。

- ①対象者 **要介護1以上かつ介助があっても歩行ができず、福祉車両(車椅子ごと乗車可能な車両など)を使用しなければ乗車が困難な方**
- ②内容 福祉有償運送料金助成券(上限4,300円×24枚)
- ③申込先
 - ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係、地域福祉課 障害福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ④必要書類
 - ・福祉有償運送料金助成券交付申請書
 - ・介護保険証(確認のため提示が必要)
 - ・その他必要に応じて本人の状況を確認できる書面(ケアマネジャーの意見書など)

⑤事業実施主体

事業者名	電話番号		
田原市社会福祉協議会	(田原)23-0610	(赤羽根)45-3499	(渥美)33-0279
福寿園	(田原)27-0008	(渥美)34-6688	
成春館	22-1145		
コアエンジェル	24-5245		
渥美の菜たね	23-0604		
MA・はろー	37-5698		

- ⑥注意事項
 - (1) **以下の障害がある方**については、上半期(4月～9月)と下半期(10月～3月)に分けて**年2回交付**します。
 - ・1、2級の下肢・体幹障害者
 - (2) **タクシー料金助成券との重複交付はできません。**

3.3 運転免許証自主返納の支援

＜手続窓口＞
総務課地域行政係

高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

- ①対象者 田原市内に住民登録されている70歳以上の方で運転免許証を警察へ過去1年以内に自主返納した方のうち、本制度を利用したことのない方
- ②支援内容 (1)ぐるりんバスの無料乗車券
ぐるりんバス1年間無料乗車券を交付します。
- (2)元気パス引換券
元気パス1年券の引換券を交付します。
- (3)たまぼポイント
運転経歴証明書の発行を受けた方へたまぼカードの1,000ポイント引換券を交付します。
- ③支援の流れ
- (1)運転免許証の返納申請
田原警察署交通課窓口で運転免許証の返納を申請します。
- (2)田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書の作成
申請書は田原警察署交通課窓口または田原市ホームページにあります。
- (3)田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書の提出
【運転免許証返納後1年以内に申請してください。】
添付書類とあわせて田原市総務課へ提出または郵送します。
- (4)支援品の郵送
後日、田原市から支援品を郵送します。
- ④申請先 市役所 総務課 地域行政係 電話：23-3504
- ⑤必要書類 (1)田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書
(2)運転免許の取消通知書の写し
(3)運転経歴証明書の写し(たまぼポイント希望者のみ)

3.4 安全運転支援装置設置補助金

＜手続窓口＞
総務課地域行政係

高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故防止のため、普段使っている自家用車への後付けのペダル踏み間違い事故を防止する装置の設置費の一部を補助します。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

- ①対象者 令和6年3月31日時点で満65歳以上の田原市に住所のある方
- ②内容 次の両方に該当する車両
- (1)自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
 - (2)自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と補助対象者の運転免許証に記載されている氏名が同一であるもの
- ③対象装置 国土交通省の性能認定を受けた自動車の運転に係るペダル踏み間違いによる急加速を抑制する装置またはペダルの踏み間違いを防止する装置
- ④補助金額 装置の購入及び設置に要する費用の2分の1の額
(1,000円未満の端数は切捨て)
- ⑤補助上限額
- | | |
|---------------|---------|
| ・障害物検知機能付き装置 | 32,000円 |
| ・障害物検知機能のない装置 | 16,000円 |
- ⑥申請期限 装置設置後2か月以内又は令和6年3月29日(金)のいずれか早い日まで ※予算の状況により、期限前に締め切ることがあります。
- ⑦申請先 市役所 総務課 地域行政係 電話:23-3504
- ⑧必要書類
- (1)高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書
 - (2)運転免許証の写し
 - (3)自動車検査証の写し
 - (4)設置に係る領収書の写し
 - (5)安全運転支援装置販売・設置証明書(事業者が作成)
 - (6)高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書
 - (7)振込先の口座番号などのわかるもの(通帳など)の写し

3.5 自転車乗車用ヘルメット補助金

＜手続窓口＞
総務課地域行政係

自転車利用時における交通事故の被害軽減のため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

- ①対象者 **令和6年3月31日時点で満65歳以上の田原市に住所のある方**
- ②対象ヘルメット 次の条件をすべて満たすヘルメットで1人1個限り
- (1)新品のヘルメット
 - (2)SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど、安全性の認証を受けたもの
 - (3)令和5年4月1日以降に購入したもの
- ③補助金額 ヘルメット購入費用の2分の1の額(10円未満の端数は切捨て)
- ④補助上限額 2,000円
- ⑤申請期限 ヘルメット購入後2か月以内又は令和6年2月29日(木)のいずれか早い日まで ※予算の状況により、期限前に締め切る場合があります。
- ⑥申請先 市役所 総務課 地域行政係 電話:23-3504
- ⑦必要書類
- (1)自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書
 - (2)運転免許証または健康保険証の写し
 - (3)ヘルメットを購入した店舗などが発行した領収書の写し
※領収書は次の内容が記載されたもの
 - ・申請者氏名
 - ・領収日
 - ・領収金額(ヘルメット購入単価がわかるもの)
 - ・購入相手方
 - ・購入品名(「ヘルメット代」など、ヘルメットを購入したことがわかるもの)
 - (4)自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金請求書
 - (5)振込先の口座番号等のわかるもの(通帳など)の写し

3.6 特殊詐欺対策装置設置補助金

＜手続窓口＞
総務課地域行政係

高齢者の特殊詐欺(※)被害防止のため、特殊詐欺対策電話機などの購入設置費の一部を補助します。なお、この支援は1世帯につき1回限りです。

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、不特定多数の者から現金などをだましとる犯罪(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)です。

- ①対象者 田原市に住所のある方で、65歳以上の方のみで構成される世帯の方
(年齢は令和6年3月31日時点における満年齢)
- ②対象装置 令和5年4月1日以降に購入したもので、以下に該当する装置
- (1)固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
●ワンプッシュ機能など手動によるものは、対象外となります。
- (2)固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器
●自分で迷惑電話番号に登録する機能のみの装置は対象外となります。
●発信番号表示サービスへの加入が必要です。
●加入料、維持管理課料は利用者負担となります。
- (3)上記の(1)又は(2)に記載の機能が内蔵されている固定電話機
●固定電話機は、全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考にしてください。
- ③補助金額 装置の購入及び設置に要する費用の2分の1の額
(1,000円未満の端数は切捨て)
- ④補助上限額 7,000円
- ⑤申請期限 装置購入後2か月以内又は令和6年3月29日(金)のいずれか早い日まで
※予算の状況により、期限前に締め切る場合があります。
- ⑥申請先 市役所 総務課 地域行政係 電話:23-3504
- ⑦必要書類 (1)特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書
(2)特殊詐欺対策装置を購入設置した店舗などが発行した領収書の写し
(3)特殊詐欺対策装置の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書などの写し
(4)運転免許証または健康保険証の写し
(5)特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書
(6)振込先の口座番号などのわかるもの(通帳など)の写し

3.7 ハンドル型電動車椅子補助金

＜手続窓口＞
総務課地域行政係

運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するため、シニアカー(※)購入への補助を行います。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

※シニアカーとは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子です。

- ①対象者 田原市に住所のある方で、次の条件をすべて満たす方
- (1)過去5年以内に運転免許証を自主返納した方で、自主返納時に満年齢70歳以上の方
 - (2)介護保険の認定を受けていない方
- ②対象シニアカー 以下に該当するシニアカー
- (1)ハンドル型電動車椅子で日本工業規格(JIS)T9208に該当するもの
 - (2)令和5年4月1日以降に購入した新品のもの
- ③補助金額 シニアカー購入に要する費用の3分の1の額
(1,000円未満の端数は切捨て)
- ④補助上限額 100,000円
- ⑤申請期限 購入後2か月以内又は令和6年3月29日(金)のいずれか早い日まで
※予算の状況により、期限前に締め切ることがあります。
- ⑥申請先 市役所 総務課 地域行政係 電話:23-3504
- ⑦必要書類
- (1)高齢者ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付申請書
 - (2)シニアカー購入に係る領収書の写し
 - (3)シニアカーの規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
 - (4)健康保険証、運転経歴証明書等の写し
 - (5)田原市高齢者運転免許証自主返納支援事業による支援を受けていない方は、運転免許証を自主返納した日がわかるものの写し
 - (6)田原市高齢者ハンドル型電動車椅子購入費補助金請求書
 - (7)振込先の口座番号などのわかるもの(通帳など)の写し

3.8 人にやさしい住宅リフォーム補助金

< 手続窓口 >

高齢福祉課 高齢福祉係

高齢者のいる世帯でリフォームヘルパーの相談助言により住宅を改善する場合に工事費の一部を補助します。

- ① 対象者 **70歳以上**の方がいる世帯(要介護・要支援認定者を除く)
※市税に滞納がないこと
- ② 対象工事 居室、トイレ(和式から洋式への変更など)、浴室などの段差の解消及び手すりの取付け、その他の居住環境の安全対策として必要な改修
- ③ 補助限度額 対象経費の2分の1(15万円以内)を補助します。
※1回限り。着工後の申請は認められません。
- ④ 申込期間 4月1日から翌年1月末まで
※体調の急変など早急に工事を要すると認められる場合は申込期間終了後の受付も行える場合がありますので事前にご相談ください。
※第2、第4水曜日に申請を締め切り、その後に着工前確認の日程調整を行います。
- ⑤ 申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ⑥ 必要書類 (1)人にやさしい住宅リフォーム補助金交付申請書
(2)工事見積書の写し※
※浴室をユニットバスに改修する場合は、費用の内訳が分かるもの
(3)改善前改善後の写真見取図(平面図)
(4)カタログの写しなど改善する箇所により必要なもの
- ⑦ その他 **要支援又は要介護認定を受けている方**は、介護保険制度の住宅改修が優先されるため対象となりません。

4 介護予防事業

高齢者を対象に各種介護予防教室を実施して寝たきりや認知症を予防し、いつまでもいきいきと暮らせるよう事業を行っています。「自分らしくいきいきと暮らす」ために積極的にご参加下さい。

①対象者 市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されているおおむね65歳以上で原則自ら教室に参加できる方。

②内 容

教室名	日時	会場	内容
すこやか元気体操 ※6月より開催	毎週水曜 13:30~14:30	田原福祉センター	運動機能の低下がみられる方を対象にストレッチやリズム体操、筋力トレーニング等を行います。
	毎週水曜 10:00~11:00	赤羽根福祉センター	
	毎週火曜 13:30~14:30	あつみライフランド	
はつらつシニア体操	18ページをご覧ください。		介護予防のためにストレッチやリズム体操、筋力トレーニングなどを行います。
閉じこもり予防教室	19ページをご覧ください。		健康に関する講話や手工芸、外出などを通じて閉じこもりを予防します。
音楽療法教室	毎月第3木曜 13:30~15:00	田原福祉センター	合唱、楽器演奏、歌体操等を通じて脳の活性化を図ります。
	毎月第4火曜 13:30~15:00	高松市民館	
	毎月第2木曜 10:00~11:30	あつみライフランド	
新規 脳の健康教室 (予定)	8月末から2月末 毎週木曜日 午前予定	田原福祉センター	認知症予防に効果があると言われている「くもん学習法」を用いたトレーニングを行います。
	8月末から2月末 毎週木曜日 午後予定	あつみライフランド	

③参加料 無料(脳の健康教室はテキスト代の自己負担あり)

④申込先 市役所 高齢福祉課 長寿介護係

⑤その他 安全確保のため参加人数の制限をさせていただく場合があります。

はつらつシニア体操のご案内

令和5年4月現在

小学校区	会場	開催曜日	時間
六連	六連市民館	第2・4(金)	10:00 ~ 11:00
神戸	神戸市民館	第1・2・3・4(火)	10:30 ~ 11:30
大草	大草市民館	第1・2・3・4(月)	13:30 ~ 14:30
田原東部	東部市民館	第1・2・3・4(木)	13:30 ~ 14:30
田原南部	南部市民館	第1・3(金)	13:30 ~ 14:30
童浦	童浦市民館	第1・2・3・4(月)	13:30 ~ 14:30
中部	中部市民館	第1・2・3・4(水)	15:00 ~ 16:00
衣笠	衣笠市民館	第1・2・3・4(月)	13:30 ~ 14:30
野田	野田市民館	第2・4(月)	10:30 ~ 11:30
高松	高松市民館	第1・2・3・4(木)	14:00 ~ 15:00
	高松一色集会場	第2・4(木)	10:00 ~ 11:00
赤羽根	赤羽根市民館	第1・2・3・4(水)	13:30 ~ 14:30
	赤西公民館	第1・3(火)	13:30 ~ 14:30
若戸	若戸市民館	第1・2・3・4(月)	10:30 ~ 11:30
	池尻集会場	第1・3(水)	10:00 ~ 11:00
泉	泉市民館	第1・2・3・4(火)	13:30 ~ 14:30
清田	清田市民館	第1・2・3・4(金)	10:00 ~ 11:00
福江	福江市民館	第1・2・3・4(金)	10:00 ~ 11:00
	あつみライフランド	第1・3(木)	11:00 ~ 12:00
中山	中山市民館	第1・2・3・4(火)	13:30 ~ 14:30
	小中山総合会館	第1・2・3・4(月)	13:30 ~ 14:30
亀山	亀山市民課	第2・4(木)	13:30 ~ 14:30
伊良湖岬	堀切市民館	第1・2・3(水)	13:30 ~ 14:30
	伊良湖市民館	第2・4(水)	13:30 ~ 14:30

問い合わせ先

田原市役所 高齢福祉課 長寿介護係 23-3217

※天候その他の事情により開催曜日・時間は変更となる場合があります。

閉じこもり予防教室のご案内

令和5年4月現在

小学校区	会 場	名 称	開催曜日	時 間	問い合わせ先
六 連	六連市民館	日の出会	第4金曜日	10:00~12:00	①
神 戸	神戸市民館	のぞみ会	第3火曜日	10:00~12:00	
	漆田一区公民館	なごみ会	第4火曜日	10:00~12:00	
大 草	大草市民館	わか草会	第4火曜日	10:00~12:00	
田原東部	東部市民館分館	あかつき会	第1火曜日	9:30~11:30	②
田原南部	南部市民館	藤尾会	第2水曜日	9:30~11:30	
童 浦	童浦市民館	あかね会	第2火曜日	9:30~11:30	
田原中部	中部市民館	さくら会	第2金曜日	9:30~11:30	
衣 笠	衣笠市民館	ささゆり会	第1水曜日	9:30~11:30	
野 田	野田市民館	なのはな会	第2水曜日	13:30~15:30	③
高 松	高松市民館	よつば会	第3水曜日	13:30~15:30	
赤羽根	赤羽根市民館	さつき会	第3水曜日	9:30~11:30	
	赤西公民館	なかよし会	第2水曜日	9:30~11:30	
若 戸	若戸市民館	わかば会	第1水曜日	13:30~15:30	
	池尻集会場	みなと会	第4水曜日	9:30~11:30	
泉	泉市民館	いきいき会	第1水曜日	9:30~11:30	
清 田	清田市民館	ふれあい会	第2木曜日	9:30~11:30	
福 江	福江市民館	しあわせ会	第3木曜日	9:30~11:30	
	あつみライフランド	ひだまり会	第4木曜日	9:30~11:30	
中 山	中山市民館	ほほえみ会	第2金曜日	9:30~11:30	④
伊良湖岬	伊良湖市民館	ひまわり会	第2金曜日	13:30~15:30	③
伊良湖岬	和地市民館	さわやか会	第2金曜日	14:30~16:30	
		堀切市民館	なぎさ会	第3金曜日	13:30~15:30

問い合わせ先

- ① 田原福寿園 27-0008
- ② あつみの郷 22-0283
- ③ 田原市社会福祉協議会 45-3824
- ④ 渥美福寿園 高齢者支援センター 32-1788

※天候その他の事情により開催曜日・時間は変更となる場合があります。

5 介護者支援

5.1 家族介護用品券の支給

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

在宅で要介護者を介護している方に高齢者用紙おむつなどを購入できる補助券を支給し、介護にかかる経済的負担を軽減します。

- ① 対象者 要介護の方を在宅で介護している家族
または市内に介護者のいない要介護の1人暮らし高齢者

- ② 内 容 以下の表の額の補助券を交付

区 分		要介護者の介護度が4または5で東三河広域連合の発行する介護用品券の交付対象とならない場合	要介護者の介護度が3の場合	要介護1又は2で要介護者及び受給資格者が前年度市町村民税非課税世帯に属し医師の診断により失禁が認められる場合
申請月	4月から9月	40,000円分 (1,000円券 20枚 2冊)	40,000円分 (1,000円券 20枚 2冊)	20,000円分 (1,000円券 10枚 2冊)
	10月から3月	20,000円分 (1,000円券 20枚)	20,000円分 (1,000円券 20枚)	10,000円分 (1,000円券 10枚)

- ③ 申 込 先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係

- ④ 必要書類 ・家族介護用品支給事業申請書
・介護保険証(確認のため提示必要)

- ⑤ そ の 他 東三河広域連合の交付する介護用品券の対象者については東三河広域連合のホームページ等を参照下さい。

5.2 認知症高齢者見守りSOSネットワーク

認知症の高齢者による事故を未然に防ぐため、連絡体制を組んで早期発見に努めています。各関係機関の協力連携で日常的な見守り(異変の連絡)や高齢者が行方不明になったときファックスで発見・保護を依頼しています。

5.3 認知症見守りQRラベルシール

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

認知症のため自宅に帰れなくなった高齢者の早期発見、保護につながる見守りシールの交付を行っています。

- ①対象者 市内在住で行方不明が心配される高齢者など
- ②内容 専用の二次元コード付きシールをあらかじめ高齢者の衣類や持ち物に貼っておき、行方不明の際、発見者にスマートフォンで読み込んでもらうと家族に通知メールが届く仕組みです。
- ③運用開始までの流れ
 - (1)申請書などに必要事項を記入して市へ提出
 - (2)審査後、申請者に対して利用決定通知を送付
 - (3)高齢福祉課で本人情報を登録
 - (4)申請者へ見守りシールを交付
 - (5)高齢者の衣類や持ち物にシール貼付
- ④申込先
 - ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
 - ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
 - ・赤羽根市民センター 市民生活係
- ⑤必要書類 認知症見守りQRラベルシール申請書など

5.4 認知症高齢者家族支援サービス

< 手続窓口 >

高齢福祉課 高齢福祉係

認知症により行方不明になるおそれのある高齢者のいる家族などがGPSを用いた位置情報検索等サービスを利用することにより、高齢者などの見守りや行方不明時の居場所を確認し、介護負担の軽減を図ります。

- ① 対象者 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護している方
- ② 内容 位置情報検索等サービスの利用開始に伴う初期費用(上限5,000円)を助成。
- ③ 利用料 事業者へ直接支払い
- ④ 申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ⑤ 必要書類 機器購入前に必要書類などについてご相談ください。

5.5 家族介護者交流会

介護を行う家族の方を対象に家族同士の交流と共に悩みや疑問を話し合う交流会を開催します。電話にてご予約ください。

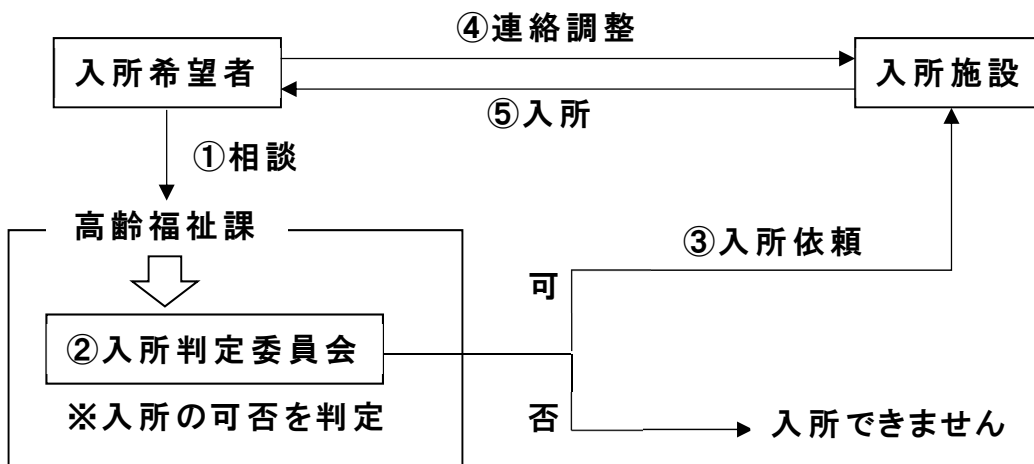
交流会名	家族介護者交流会	認知症介護者の集い
開催日時	原則第3木曜日 13:30~15:30	原則第2木曜日 13:30~15:00
場 所	渥美福寿園 電話番号:34-6688	田原福寿園 電話番号:27-0882

6 施設への入所

6.1 養護老人ホームへの入所 ＜手続窓口＞ 高齢福祉課 高齢福祉係

身体上、環境上の理由などにより在宅での生活が困難な方に対して養護老人ホームへの入所措置を行います。

- ①対象者 おおむね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難な方で、入院治療の必要がなく感染症による他の被措置者への感染の恐れのない方（入所要件は入所判定委員会で判定）
- ②入所費用 ・本人 前年分の収入に応じて負担
・扶養義務者 当該年度分の市民税及び前年分の所得税額の状況により負担
- ③申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ④必要書類 (1)健康診断書
(2)戸籍謄本
(3)年金証書の写し
(4)身元引受書
(5)収入申告書
(6)健康保険証のコピー
- ⑤その他 入所判定委員会は随時高齢福祉課にて開催します。



6.2 生活支援ハウスへの入居

＜手続窓口＞
高齢福祉課 高齢福祉係

高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を併せ持つ住居を提供することによって、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援します。

- ①対象者 次の(1)～(3)のすべてに該当している方
- (1)おおむね65歳以上の方で高齢などのため独立して生活することに不安のある次のいずれかに該当している方
 - (ア)ひとり暮らしの方
 - (イ)夫婦のみの世帯に属する方
 - (ウ)家族による援助を受けることが困難な方
 - (2)市税の滞納がないこと
 - (3)利用申請者が1年以上田原市内に在住していること
- ②内容 各種相談助言機能、介護支援機能、地域交流機能等を併せ持つ住居を提供する。
- ③利用料 前年の収入を考慮し月額0円～50,000円を負担して頂きます。利用料のほかに光熱水費の実費相当分として月額9,000円(夫婦世帯は13,500円)を負担していただきます。
- ④申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ⑤必要書類 (1)生活支援ハウス利用申請書
(2)収入申告書
(3)健康診断書

7 その他

7.1 訪問成人歯科検診

＜手続窓口＞

市内指定歯科医院

歯科医院に行くことができない方に対し家庭（施設）訪問にて歯科検診を実施します。

- ①対象者 年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳の方のうち歯科医院に行くことができない方（介護老人福祉施設や介護老人保健施設、グループホームなどの入所者も含む）
- ②内容 歯科検診（現在の歯、歯肉、入れ歯の状況確認）、結果の説明
- ③実施期間 6月1日から翌年1月31日まで
- ④検診の流れ かかりつけ歯科を予約する
- ⑤実施機関 市内指定歯科医院
- ⑥申込先 市内指定歯科医院
- ⑦その他 受診券を紛失された方は健康課までご連絡ください。

7.2 金婚式祝い

＜手続窓口＞

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

金婚式を迎えたご夫婦に対して表彰します。

- ①対象者 金婚式（結婚後50年目）を迎えた夫婦
（昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までに結婚された方）
- ②贈呈 祝い状（額縁付）
- ③申込先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係
- ④必要書類 金婚式該当者報告書
- ⑤申込方法 上記報告書により地区自治会などを通じて申し込み

8 社会活動団体の活動等

8.1 老人クラブの活動

高齢者が健康で生きがいを持って毎日の生活をするためには豊かな人間関係が必要です。老人クラブは仲間と一緒に社会奉仕やスポーツをしたり教養を高めたりする組織です。

おおむね60歳以上の方であればどなたでも会員になれますので積極的に加入し、老後の生活をより潤いのあるものにしてください。

- ①主な事業
- (1) スポーツ、レクリエーション活動
健康づくり運動(歩け歩け運動、継続散歩)、軽スポーツの推進
 - (2)生産、創造活動
グループ活動(習字、写真、歌謡など)、趣味の作品展
 - (3)安全安心な地域づくり
子どもの見守り活動、交通安全啓発活動

※各事業は、田原市老人クラブ連合会に委託しています。

- ②問合せ先 田原市老人クラブ連合会事務局
(田原市社会福祉協議会内 電話:23-0610)

8.2 シルバー人材センター

<手続窓口>

田原市シルバー人材センター

高齢者の就業機会を提供します。

- ①対象者 健康維持、生きがいのため、毎日勤務ではなく時々働きたい原則として60歳以上の健康な方
- ②仕事の内容 剪定作業、農作業、除草作業、清掃作業、毛筆賞状書など
- ③配分金 軽作業の場合
1時間(目安) 986円~1,300円程度
- ④申込先 ・(公社)田原市シルバー人材センター
・(公社)田原市シルバー人材センター渥美支所



人がつながる。
知識ひろがる。

電話:23-1438
電話:33-1224

9 知っておきたい制度

9.1 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方たちが安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行います。

- ①対象者 自らの判断で適切な福祉サービスを受けることが困難な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など
- ②内容 (1)福祉サービス利用の援助
(2)日常的な金銭管理
(3)書類などの預かり(預金通帳や保険証書など)
- ③利用料 生活支援員の活動に応じて原則1回1,200円の利用者負担があります。
- ④事業実施主体 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
- ⑤問合せ先 田原市社会福祉協議会 電話:23-0610

9.2 成年後見制度利用支援

成年後見制度(※)の市長申立を利用するにあたり、費用を負担することが困難である方に対して審判申立費用等の助成を行います。

※成年後見制度とは、精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分でない方が、契約ごとや財産管理に不利益を被らないよう、成年後見人等によって法律面や生活面を支援し、本人の権利を守るための制度です。

- ①対象者 ・生活保護法に規定する被保護者及びこれに準ずる低所得者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方
・生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る方
- ②助成額 成年後見人等の報酬助成額は特別養護老人ホームなどの施設に入所している方については月額18,000円、その他の方については月額28,000円を基準とする。
- ③申込先 市役所 地域福祉課 地域援護係

成年後見制度に関するご不明な点は、家庭裁判所もしくは田原市成年後見センター(電話:23-0610)へお問い合わせください。

9.3 不動産担保型生活資金

低所得で65歳以上の高齢者世帯の方に対し土地を担保に生活資金をお貸しします。

①目的 不動産担保型生活資金は一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金の貸付を行うもの。

②対象者 次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

(1)借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有を含む)する不動産に居住していること

(2)不動産に賃借権、抵当権などが設定されていないこと

(3)配偶者または親以外の同居人がいないこと

(4)世帯の構成員が原則として65歳以上であること

(5)借入世帯が市町村民税非課税又は均等割課税の低所得世帯であること

(6)将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること

(7)土地の評価額が概ね1,500万円以上であること

③貸付内容

貸付限度額	居住用不動産(土地)の評価額の70%
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内で、生活に必要な最小限の金額を個別に設定
貸付利子	年利3%又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率
据置期間	契約の終了後3か月以内
償還期限	据置期間終了時に一括償還
償還の保全措置	居住する不動産に根抵当権を設定 推定相続人の中から連帯保証人1名を選任

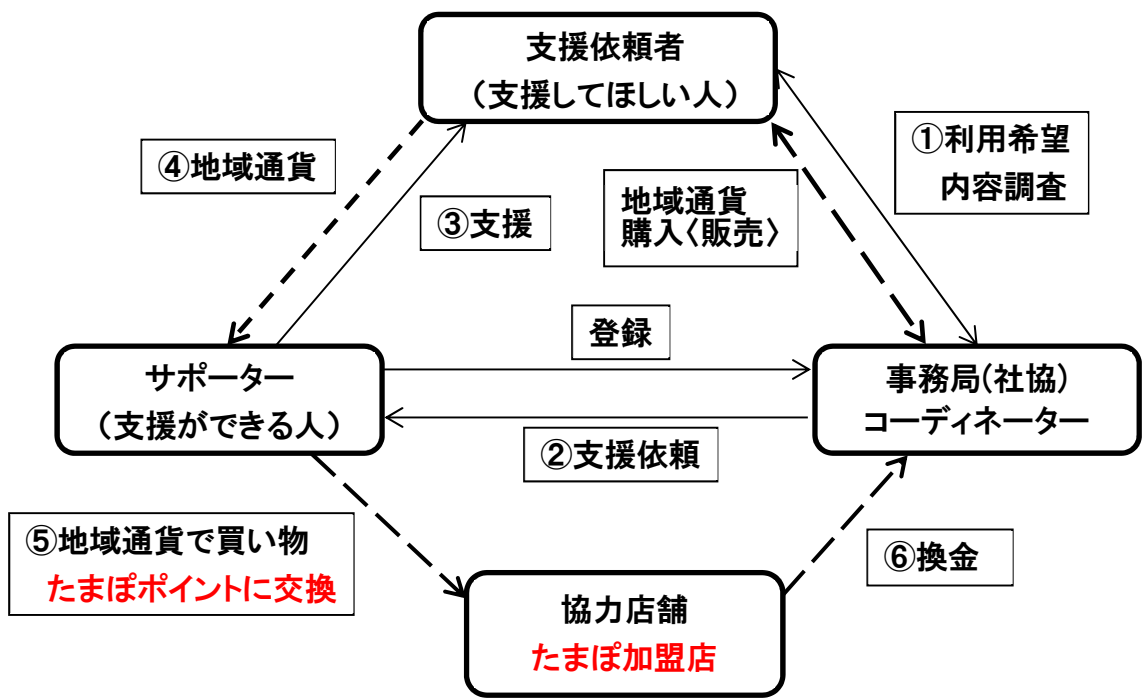
④申込先 田原市社会福祉協議会 電話:23-0610

9.4 生活ささえあいネット

日常生活上の支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送られるようにするため、地域での助け合い活動を推進します。

- ①対象者 支援依頼者として登録した方
- ②内容 日常生活でのちょっとした困りごとの軽微なお手伝い
例：ゴミ出し・分別、電球交換など
- ③利用料 コーディネート完了後に地域通貨「1,000菜(100菜×10枚)」を1,200円で購入していただきます。支援を受けた時にお礼として、30分の支援に対し100菜をサポート者にお渡しください。
※地域通貨「菜」は100菜を100円相当額として、協力店舗で使用することができます。
- ④申込先 田原市社会福祉協議会 電話：23-0610
- ⑤その他 時間帯や曜日、簡単なことならできるなど、都合のつく範囲での支援をしていただける方(サポーター)の登録も募集しています。

この制度は地域の助け合い活動を推進するもので、有償ボランティア活動の事業です。



10 介護保険サービス

10.1 サービスを利用する手順

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

日常生活において、常に介護を要する寝たきりや認知症の状態(要介護者)または食事や身支度など支援を要する状態(要支援者)であると認定された方が利用できます。

①申請 (窓口)

- ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ・渥美支所 市民生活課 市民窓口係
- ・赤羽根市民センター 市民生活係

(必要なもの)

- ・要介護要支援認定申請書
- ・介護保険証(65歳以上の場合)
- ・健康保険被保険者証(65歳未満の場合)
- ・マイナンバーカード(通知カードでも可)
- ・申請者の身分証明書(運転免許証など)

②要介護認定

②-1 認定調査

調査員が自宅を訪問して心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

②-2 医師の意見書

主治医に心身の状況に関する意見書を作成してもらいます。

②-3 審査判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

③認定結果の通知

原則として申請から30日以内に東三河広域連合から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が届きます。

要介護状態区分	利用できるサービス
要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1	介護サービスなど 日常生活で介助を必要とする度合いの高い方で生活の維持改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。
要支援2 要支援1	介護予防サービスなど 介護保険の対象者ですが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方が受けるサービスです。
事業対象者	基本チェックリストを実施して特定の条件に該当した方は、介護予防サービス等が利用できます。
非該当者	上記に該当しない方も地域の体操教室などを利用することができます。

④ケアプランの作成

(1) 要介護1～5と認定された方

在宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

(2) 要支援1、2及び事業対象者と認定された方

高齢者支援センターの保健師などが中心となって介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

⑤サービスの利用

サービス内容が決まったら事業者や施設と利用の契約をします。サービス事業者に介護保険証を提示してケアプランに基づきサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割です。(一定以上の所得のある方については2割または3割となります。)

⑥有効期間が終了する前に

引き続きサービスを利用したい場合は有効期間満了前に更新の申請をしてください。

10.2 サービスの種類

<手続窓口>

高齢福祉課長寿介護係

通所して利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア)
訪問を受けて利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・訪問看護 ・居宅療養管理指導
居宅での暮らしを支える	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修費支給
住み慣れた地域での生活を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所する	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活／療養介護(ショートステイ)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護
施設に入所する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設(老人保健施設) ・介護医療院、介護療養型医療施設(療養病床など)

詳しくは市役所高齢福祉課長寿介護係へお問い合わせください。

□田原市内事業者一覧□

介護保険で受けられるサービスは次のとおりです。
居宅サービス

令和5年5月1日現在

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
居宅介護支援事業者 ケアマネージャーがケアプランを作成し、適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者等と連絡調整します。		ケアプランあいさるケア	田原市田原町殿町16番地10	441-3421	23-1766
		ケアプランセンター赤石	田原市赤石2丁目17番地3	441-3422	23-7373
		渥美病院ケアプランセンター	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415	22-2011
		田原福寿園ケアプランセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
		田原市社協あつみケアプランセンター	田原市保美町寺西21番地10	441-3614	33-0279
		渥美福寿園ケアプランセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
		田原市社協あかばねケアプランセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-3499
		ケアプランにしの	田原市西神戸町堀山田75番地4	441-3423	37-5366
		ケアプランさんきゆう	田原市江比間町三字郷中14番地	441-3605	33-1577
		にじいろケアプランセンター	田原市赤石六丁目17番地 パナハイツ中央田原 A棟2階203号室	441-3422	22-2216
訪問介護 ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、日常生活の手助けを行います。		コアヘルパーステーション	田原市仁崎町出雲田55番地	441-3435	24-5245
		田原市社協ヘルパーステーション	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-4333
		田原福寿園ヘルパーセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
		花の里ヘルパーセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
		訪問介護すみれケア	田原市豊島町道南22番地3	441-3417	29-0501
訪問入浴介護 入浴設備や簡易水槽を備えた移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。		田原入浴サービスセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-5855
	訪問看護 看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら病状を観察したり床ずれの手当などを行います。		渥美病院訪問看護ステーション	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415
		マミーズ訪問看護ステーション	田原市赤石一丁目30番地	441-3422	36-6512
		訪問看護ステーションすみれナーシング	田原市豊島町道南22番地3	441-3417	29-0501

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号	
訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。		渥美病院	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415	22-2131	
		たはら訪問リハ	田原市神戸町堀地7番地1	441-3415	24-2322	
		J A愛知厚生連あつみの郷訪問リハビリテーション	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283	
		デイサービスやわら	田原市谷熊町栗生48番地	441-3412	23-7308	
		デイサービス赤石	田原市赤石一丁目19番地	441-3422	23-2715	
		田原福寿園デイサービスセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008	
		渥美デイサービスセンター	田原市保美町寺西21番地10	441-3614	33-1513	
		渥美福寿園デイサービスセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688	
		赤羽根デイサービスセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-5855	
		花の里デイサービスセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788	
		デイサービス福江	田原市福江町白石26番地1	441-3617	34-1131	
		デイサービス吉胡	田原市吉胡町下屋敷37番地1	441-3402	23-2562	
		さかえの郷デイサービスセンター田原	田原市田原町五軒丁144番地	441-3421	37-5801	
		田原ゆの里デイサービスセンター	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888	
		デイサービスタンポポ	田原市豊島町清吾1番地35	441-3417	37-5211	
		J A愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283	
		介護老人保健施設伊良湖ケアセンター (休止)	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686	
	通所リハビリテーション 医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。	10	かんべ整形リハビリクリニック 通所リハビリテーション	田原市神戸町堀地51番地1	441-3415	24-2252
			あいにるケアレンタルショップ	田原市田原町殿町16番地10	441-3421	23-1766
福祉用具貸与 車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します。		市内指定医療機関				
居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。						

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
短期入所生活介護・短期入所療養介護 短期間施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受けられます。 日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。	33	田原福寿園ショートステイセンター（本館・南館）	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
	12	パシフィックショートステイセンター	田原市南神戸町東浜辺7番地1	441-3424	27-0216
	20	渥美福寿園ショートステイセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
	学稼利用	J A愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	学稼利用	介護老人保健施設伊良湖ケアセンター	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686
	30	ちようかいショートステイ	田原市大草町二本木12番地1	441-3425	24-2030
	10	花の里ショートステイセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
	10	田原ゆの里ショートステイセンター	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
	48	ケアハウスパシフィック	田原市南神戸町東浜辺7番地1	441-3424	27-0216
	特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどの入所者が介護や日常生活上の世話、機能訓練などをうけられます。				

地域密着型サービス

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
地域密着型通所介護 デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。	18	デイサービス さんぎゆう	田原市神戸町大坪2番地1	441-3415	24-1539
	18	デイサービス 咲くら	田原市赤石一丁目19番地	441-3422	24-0571
	18	デイサービス 一休	田原市加治町奥恩中63番地13	441-3427	23-7819
	10	ちようかいデイサービス	田原市大草町二本木12番地1	441-3425	24-2030
	15	デイサービスえがお	田原市豊島町奥谷145番地1	441-3417	24-3381
	16	デイサービス福助	田原市江比間町三字郷中14番地	441-3605	33-1529
	10	デイサービスセンターひまわり	田原市小塩津町中村22番地1	441-3626	38-0052
	15	デイサービスひなた	田原市福江町八反坪22番1	441-3617	36-5382
	18	デイサービスほかほか	田原市福江町八反坪22番地1	441-3617	34-6022
	18	デイサービスゆう	田原市東赤石四丁目20番地	441-3416	36-6820
10	デイサービスいらご	田原市伊良湖町拾歩2685番地13	441-3624	35-1105	

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
認知症対応型共同生活介護 軽度の認知の状態にある要介護者が、グループホームにおいて介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。	18	J A 愛知厚生連あつみの郷グループホーム	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	18	グループホーム ところ	田原市仁崎町柁沢1番地	441-3435	24-5563
	18	グループホーム花の里	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
	9	グループホームじねん	田原市豊島町釜鑄67番地	441-3417	23-7505
	18	グループホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
	18	グループホーム 赤羽根の家	田原市赤羽根町東山52番地	441-3502	45-5255
	18	けあビジョンホーム田原	田原市高木町荒古下77番地1	441-3612	34-0070
	12	田原福寿園デイサービスセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
	12	渥美福寿園デイサービスセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
	12	デイサービスじねん	田原市豊島町釜鑄67番地	441-3417	23-7505
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模特別養護老人ホーム、介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けます。	29	特別養護老人ホーム花の里	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
	29	特別養護老人ホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回訪問と随時の対応を受けられます。		定期巡回 さんさゆう	田原市加治町奥恩中63番13	441-3427	27-6300

施設サービス

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
介護老人福祉施設 介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられます。	160	特別養護老人ホーム 田原福寿園（本館・南館）	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
	80	特別養護老人ホーム 渥美福寿園	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
介護老人保健施設 病状の安定した方が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を受けられます。	97	J A 愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	100	介護老人保健施設伊良湖ヶアセンター	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686

令和5年度地区別「高齢者人口」、「高齢化率」一覧

(令和5年4月1日現在)

校区	地区	人口	世帯数	65歳以上	高齢化率(%)
東部	相川	187	64	66	35.29
	谷熊	578	194	186	32.18
	やぐま台	744	281	256	34.41
	豊島	2,050	740	554	27.02
	御殿山	419	112	24	5.73
小計	3,978	1,391	1,086	27.3	
童浦	吉胡	329	109	130	39.51
	浦	1,524	508	508	33.33
	童台	593	206	14	2.36
	波瀬	323	100	115	35.6
	片浜	191	63	67	35.08
	白谷	218	73	94	43.12
	西浦	531	509	2	0.38
	姫見台	385	173	72	18.7
	木綿台	488	182	97	19.88
	光崎	952	317	72	7.56
	吉胡台	462	164	45	9.74
	片西	709	453	19	2.68
	小計	6,705	2,857	1,235	18.42
南部	大久保	1,701	532	415	24.4
	小計	1,701	532	415	24.4
中部	一番東	491	198	108	22
	一番西	374	178	109	29.14
	三番組	761	337	157	20.63
	四番組東	513	205	130	25.34
	四番組西	614	285	136	22.15
	四番組南	778	360	180	23.14
	萱町一区	871	367	202	23.19
	萱町二区	452	218	134	29.65
	萱町三区	173	68	73	42.2
	本町	244	99	88	36.07
	新町	508	196	149	29.33
	蔵王東ヶ丘	391	164	198	50.64
	蔵王南ヶ丘	368	148	153	41.58
	小計	6,538	2,823	1,817	27.79
衣笠	加治	1,544	648	474	30.7
	衣笠	1,039	410	240	23.1
	東滝頭	566	566	0	0
	八軒家	1,051	355	229	21.79
	藤七原	323	114	93	28.79
	鎌田	637	285	207	32.5
	赤石	798	403	159	19.92
小計	5,958	2,781	1,402	23.53	
神戸	川岸	502	215	122	24.3
	漆田一区	921	370	246	26.71
	漆田二区	513	235	127	24.76
	神戸市場	312	94	78	25
	青津	401	149	122	30.42
	希望が丘	153	74	31	20.26
	赤松	546	177	148	27.11
	志田	195	69	49	25.13
	新美	147	53	53	36.05
	南町	387	167	177	45.74
	谷ノ口	236	74	69	29.24
	東ヶ谷	261	80	84	32.18
	サンコート	259	143	76	29.34
	漆田三区	918	407	226	24.62
	東赤石	333	175	50	15.02
	小計	6,084	2,482	1,658	27.25
	大草	大草	883	266	252
大草団地		335	138	152	45.37
小計		1,218	404	404	33.17
野田	芦	175	53	66	37.71
	南	241	98	66	27.39
	彦田	239	75	83	34.73
	雲明	274	96	90	32.85
	保井	191	61	63	32.98
	東馬草	177	58	69	38.98
	山ノ神	192	75	66	34.38
	西馬草	216	62	89	41.2
	今方	133	49	48	36.09
	北海道	79	29	34	43.04
	野田市場	198	67	72	36.36
	仁崎	299	98	110	36.79
	ほると台	374	145	85	22.73
小計	2,788	966	941	33.75	

校区	地区	人口	世帯数	65歳以上	高齢化率(%)
六連	長上	63	17	17	26.98
	久美原	235	64	78	33.19
	浜田	314	96	86	27.39
	百々	622	293	290	46.62
	新浜	291	105	90	30.93
	小計	1,525	575	561	36.79
田原地域		36,495	14,811	9,519	26.08
高松	高松	1,398	468	462	33.05
	小計	1,398	468	462	33.05
赤羽根	赤羽根東	778	294	234	30.08
	赤羽根中	648	245	193	29.78
	赤羽根西	822	296	233	28.35
小計	2,248	835	660	29.36	
若戸	池尻	488	151	174	35.66
	若見	741	255	287	38.73
	越戸	355	114	128	36.06
	小計	1,584	520	589	37.18
赤羽根地域		5,230	1,823	1,711	32.72
泉	宇津江	244	73	83	34.02
	江比間	1,084	411	372	34.32
	八王子	386	156	114	29.53
	村松	275	115	94	34.18
	石神	317	126	129	40.69
	伊川津	567	200	219	38.62
	馬伏	107	49	49	45.79
	夕陽が浜	253	97	43	17
小計	3,233	1,227	1,103	34.12	
清田	山田	187	46	61	32.62
	高木	442	152	148	33.48
	折立	443	167	169	38.15
	古田	1,014	386	353	34.81
小計	2,086	751	731	35.04	
福江	福江	2,082	742	700	33.62
	長沢	142	47	54	38.03
	保美	1,287	537	436	33.88
	向山	194	82	59	30.41
小計	3,705	1,408	1,249	33.71	
中山	中山	2,151	675	709	32.96
	小中山	1,847	705	756	40.93
小計	3,998	1,380	1,465	36.64	
亀山	亀山	493	141	169	34.28
	西山	533	191	204	38.27
小計	1,026	332	373	36.35	
伊良湖	伊良湖	410	136	142	34.63
	日出	303	118	117	38.61
小計	713	254	259	36.33	
堀切	堀切	1,111	390	432	38.88
	小塩津	549	168	203	36.98
	小計	1,660	558	635	38.25
和地	和地	792	281	278	35.1
	土田	291	88	108	37.11
	小計	1,083	369	386	35.64
瀬美地域		17,504	6,279	6,201	35.43
田原市		59,229	22,913	17,431	29.43